

# 1980年代を迎えて民間保険・社会 保障のあるべき姿

慶応義塾大学商学部教授 庭田 範 秋 氏  
経 済 学 博 士

早稲田大学政治経済学部教授 安 藤 哲 吉 氏

日本女子大学家政学部助教授 宮 崎 礼 子 氏

安田火災海上保険株式会社 岡 本 宏 氏  
常 務 取 締 役



# 1980年代を迎えて民間保険・ 社会保障のあるべき姿

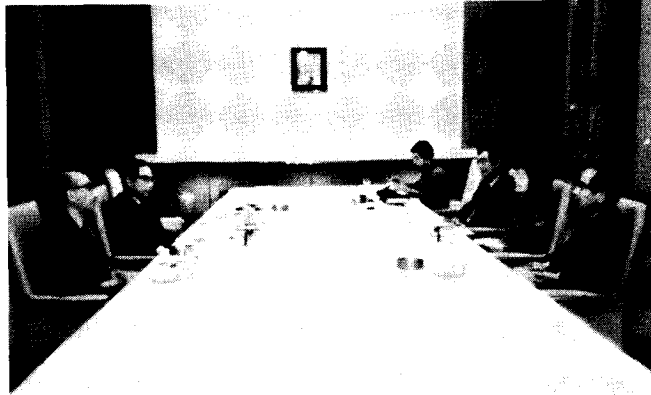
慶応義塾大学商学部教授  
経済学博士 庭田 範 秋氏

早稲田大学政治経済学部教授 安 藤 哲 吉氏

日本女子大学家政学部助教授 宮 崎 礼 子氏

安田火災海上保険株式会社  
常務取締役 岡 本 宏 氏

財団法人 安田火災記念財団



本書は、昭和54年9月17日安田火災海上本社ビルにおいて、慶応義塾大学商学部教授経済学博士庭田範秋氏、早稲田大学政治経済学部教授安藤哲吉氏、日本女子大学家政学部助教授宮崎礼子氏、安田火災海上保険株式会社常務取締役岡本宏氏のご出席を得て開催した座談会の内容を収録したものです。

昭和55年3月

財団 安田火災記念財団  
法人

庭田 わたしに司会をとのことですので、それでは早速始めたいと思います。



ここに出されております題が、「80年代を迎えて民間保険と社会保障のあるべき姿」というのですが、これはなかなか立派な課題でありまして、十分皆様御意見をお出し願ひまして、ぜひ本日を実りあるものにしたいものです。つきましては私がそれでも民間保険のこともやっておりますし、社会保障も少しは勉強さしていただいておりますということで、今日司会をしろとの御指名かと存じますが、よろしく願ひます。かた苦しくなく、楽しく、気楽にいきたいものですね。

時間は2時間ありますので、十分意が盡せると思います。80年代と申しますと、不確実の時代とか、激動の時代または病める時代、さらには方向が定まらず問題続出の時代とか申されておりますが、とりわけ福祉の代表的担い手とされます社会保障には、健保、年金はもとより、各面におきまして財政赤字の累積を始め、なかなかもって大変なことが予想されております。これとの関係で、同じ福祉につながる生活保障産業としての民間保険のこれからのあり方も、是非この際検討しておくべきでしょう。

では御年配からいきますと、おそらく岡本常務が一番だろうということですから、岡本さんから話の糸口を切っていただきたいと思います。ひとつこちらから最初のご質問をさせていただきます。

毎年のことで少々陳腐化した話題となつてはしまいましたが、今年も保険会社というのは、新卒大学生諸君に、就職先として非常に人気がありました。このビルの持ち主の安田火災海上社さんも、他のいくつかの保険会社とともに人気10位のうちに入っておりますね。

一体、保険会社はどうしてそんなに若者に人気があるんでしょうか。これは好意的にとれば、民間の人々にいよいよ本格的に生活保障というものについての

関心が高まり、そしてこの大切な保障というものを引き受けている、生活の安定と安心を売っている会社、新時代の国民的産業とでもされるものに多くの人々が気が付いてきた、そのような福祉時代型の社会的使命というものに学生諸君が深い興味をもつという、これも説明の一つにはなりませんが、これですときれいごとで、どこかたてまえ論的な感触がありますね。この安田さんのビルを見ますとね、すばらしく立派で、これはすばらしい経営業績の会社だから、きっと将来とも発展し、安定し、それに給料もいいぞというところもあるでしょうね。立派な、社会的評価の高い仕事をしながら、しかもいい生活をしてみたいと、それもあるんじゃないかと思うんです。

このように損保会社は、就職先の人気番付でいつもトップの方を占めるという、この辺は当の損保業界に身を置かれている方としてどういう事情によるとお考えなんだろうかと、ひとつお話をお聞かせ願えないでしょうか。

岡本 ああ、そうですか。毎年新入社員の応募が始まる直前には、何人かの人が私のところへ、まあ、学校の後輩とか、誰かのつてとかいうところで、お見えになります。そういう時に、私も、今、先生がおっしゃったようなのと全くおなじような質問をするわけです。

答は大体同じですね。第一に損保事業の安定していること。第二に成長性のあること。第三に生保よりも商品にヴァリエティーがあり、また国際性のあることなどを挙げますね。しかしどちらかというところ、損保事業というよりも、安田火災というものを実によく調べていますね。一般にいわれている当社の特徴をこちらが面はゆくなる位強調されるので、何か模範回答でもあるのかなと思う位です。社会福祉の面から損保事業をとらえている学生は余り見当りませんね。私は男子学生にはいつもいうのですが、安田火災は国内だけでも北は北海道から南は沖縄まで、広く営業網を張っているのです、辞令一本でどこへでも転勤しなければならぬのだから、この本社ビルにいつもいられるとは限りませんよ。むしろ地方勤務の人数の方が多し、仕事も決して楽じゃないですよ。

結論を申し上げますと、損保会社の本当の仕事の中味はよくわからないが、斜陽産業でもないし、成熟産業でもないいわば将来の成長性を漠然と感じ、しかも現在が比較的安定しているということで、損保に人気があるのではないのでしょうか。

**庭田** 宮崎先生、女性の方々は保険のことに最近とくに目立つような関心を示すことがおありでしょうか。

**宮崎** これはついこのあいだ聞いたことですがけれども、生命保険は嫌いなんだけれど火災保険に入るという方は、割合に多いんだという話を聞きまして、やっぱり具体的に目に見えるといいますか、そのようなことでむしろ損保へ関心があるというのでしょうか。よく庭田先生が、生命保険の方は死んでみて天国に行かないと分からないとおっしゃいますが、天国に行っていないわけですから、損保の方をきらいだという方は少ないようですね。

**庭田** ただですね先生、死んで天国と申されますけれども、女性の方々の場合は、たいがい保険金を受取る側になるのではないのでしょうか。とにかく保険金は経済的にいためつけられる方に、多くの場合支払われるわけですから、女性こそ受益者になられるのではないかと思います。女性の、とくに女子大学の学生さんが損害保険はもとより、生命保険というものにも、もっともっと大きな関心を示していただけたらと思うんです。

**宮崎** まだ若いから身の回りに何かないと、あまり現実感はなかなかないでしょう。何でもバラ色に見えちゃいますから。

**庭田** 安藤先生の早稲田大学は、保険学に関してはきわめて立派な伝統がおありで、抜群のえらい先生がいっぱい出られ、そして今もおいで为学校なんです。

**安藤** そのように聞いておりますが、商学部の先生方のことなのと、専門が異なりますので、詳しくは存じません。

**庭田** 大隈初代総長ですね、大隈先生は火災保険の振興にも深い関係をお持ちのお方とお聞きしたことがあります。そういう意味で早稲田大学は、慶応と

並んで保険とは切っても切れない学校なんです。どうですか、先生のところの学生さんは損保へ行きたい、保険に進みたいなどと言って参りませんか？

**安藤** 早稲田では保険学は商学部に講座が置かれていて、私が卒業し、また現に所属している政治経済学部には保険学の講義は一つもありません。ですから私、その保険学っていうのは習ったこともありませんで、こういうところへ出席するのも場違いなんです。そういうわけで政経学部の学生は、保険学のことは知らないんですが、就職のときには、やっぱり火災保険というのは筆頭ですわね。

私の経済学演習の卒業生も一人、安田火災にご厄介になっております。やっぱり入って一年ぐらいしたら宮崎へやられて、また東京へ帰ってきたようです。損保がどうして学生に大変な人気があるのか、常識的なこと以外よくわかりません。

やっぱり学生っていうのは、今もお話になっていたように、表面的なところを見て、楽そう、ペイもよさそうだといいところかもしれないね。商学部の学生ですと保険学の講義を聞いて、何かこれはと思って損保を志望するかもしれないませんが、政経学部の学生というのはそうではなさそうです。

**庭田** 岡本常務さんね、わたくしは学生諸君が保険ブームに乗ろうとして、損害保険会社にと申して来ます際には、たまにヒニクを云ってみたりするんです。と申しますのは、一度東海大地震が来てごらん。その時には日本中の損保会社は、予想される膨大な地震保険の支払いに忙殺されて、とてもボーナスどころではなくなるぞ。それにどんなに地震約款を立派に作って、地震保険金の支払い制限をしたところが、被災者のむしろ旗を立てて殺到してくる圧力は大変なもので、果たして理論や約款規定で排除しきれるかどうか。きっと政治家も被災者・国民の味方になって「保険金を払ってやれ」と言ってくるよ。してみると、今のところ一番人気のある損保会社が、下手をすると一番地震でいためつけられるかもしれない。そういった十分な覚悟をもって就職しなさいよ。こ



れが福祉産業の運命で、つらいところでもあるんだから。

**岡本** むずかしいことなんです。(笑)

いや今ね、地震保険をめぐるってですね、業界と、行政、国会とまあ三つ巴と言ってもいいぐらいの大論争になっています。今のところ、一事故で払える限度額というのは、1兆2,000億ですか、それが民間の責任と、それから、国の責任、合わせたものでございます。そのうちの1,837.5億が民間の責任額ですね。これに対して蓄積がまだ、800億円程度しかないのです。

現在、起こったらですね、完全に民間パンクということなんです。最悪の場合は大震災が2度続けて起こることもあるわけですから。その場合に、どう補てんするのか、他種目からもってきたんでは、会社がとても決算できません。大数の法則の成り立たない天災については、国家財政のかなりのつかい棒がないとできない。これをわれわれは、はしごとと言っていますが、はしごをくれと言っているんですが、財政的な措置がなかなかできないということで、民間も応分の責任をもてといわれています。その応分の程度がですね、われわれの考えているのと、政府の考えているのとだいぶ違うんじゃないかということで、今、業界と主務官庁とのあいだで論争している最中でございます。

この時点では話しにくいんですけども、われわれのほうとしては、民間の応分の責任額というと、やはり限度としては保険料の蓄積の範囲内だろうと、それをこえたものについては他種目の、例えば、火災保険、あるいは自動車保険というような地震保険以外の勘定からもってきて補てんするということになると、先生がおっしゃったように、完全にもうボーナスもでないというような事態になると思います。われわれとしては、準備金を超えて支払った金額は立替金なのだから今後の地震保険料でせめて10年以内に補てんしてほしいということと、1,837.5億円の限度額を一事故単位ではなく一会計年度にしてほしいという2点を政府に要望しているわけです。

**庭田** ボーナスはでるわけですか。

**岡本** そういう事態になったらですね、それは大変なんで、保険会社の根幹をゆるがす問題になって来ますね。ボーナスぐらいで済むんならいいんですけどね、ほかの保険金の支払いにまでおそらく差し支えがあるだろうという風に、われわれ考えているんで、それだけは絶対に、もう一步もゆずれないというのが、現在のわれわれの立場でございます。ボーナスがでないというような、そんな生やさしい問題じゃなくて、他の保険金の円滑な支払いにも支障をきたすことになります。損保会社の存在価値というのはですね、地震保険のためにだけあるのじゃなくて、むしろ地震保険は政府がやる実務上のお手伝いをするのが限界ではないかという風に考えています。

**庭田** それを言うとね、例えば「地震の場合の、政府の被災者救済活動の補完」とでもなるわけでしょうね。そろそろ本日の課題の核心に触れてまいりました。つまり公的な国民生活保障努力を民間保険が補完するのか、あるいは代行するのか、そういうようなところに進んでまいります。ここで宮崎先生に御意見をお聞かせいただきたいんですが。

最近、社会保険とか、その中の年金ですね、それから健康保険、これらのための費用、税金や保険料負担がどんどん家計費の中で大きくなっていると思えるのです。してみると本来、家計の中でわれわれが自由に扱え、用途と消費の自由性を発揮して、創意工夫のある家庭建設ということを求めておりますが、このことが公的負担がますます大きくなって、相当部分、主要部分を占めていくと思えるのです。だんだん公的機関と公的規則と公的手法によって、消費のあり方が画一化されてしまうのじゃないかと心配です。このような傾向が出てくると思うんですけどね。消費の公的・社会的規制の強化ですが、この辺はどう考えたらよろしいんですか。

**宮崎** おっしゃるとおりでございますして、例えば、今おっしゃったように、ことしの上期の平均で実収入に占める可処分所得の割合は去年同期より下がっておりますね。そしてこのあいだ発表された「新経済7ヶ年計画」ですと、昭

和60年度には73%に下がるとされています。ですから家計簿を記帳している主婦たちの集まりに呼ばれますと今までは手元にあるお金について家計簿をつけてたんだけど、やっぱり税金と社会保障費をつけてみると、年間1ヶ月分の給料は、なくなってしまってるんだということに気がついたというような発言が、ここ数年、ずい分多いんでございますね。そしてまずそういうのを10何%ぐらいとられて、それから次に公的領収書があるようなものですね。そういうものを支払うとしますね、まあ社会的固定的費用なんていうような言葉がこのごろ言われて、社会生活ををしていく上で固定的な費用を、まず優先的にとりますと、いわゆる家計としての選択自由裁量みたいなものは、副食費と、それから被服費と、それから文化費みたいなものぐらいになってしまいますね。

ですから、家計はそれぞれが、いろいろやる余地があるということはあるんでしょうけど、その余地のある部分というのは、たしかにどんどん、どんどんせばめられてきておりますし、現にその方向はもっと強まっていくだろうと思います。

**庭田** 安藤先生、どうなんですか。ますます社会保障が活動領域を広げ、そのための諸規制・諸統制が今後はもっともっと多くなりますね。

**安藤** どうでしょう。先のことはよく分かりませんが、やはりこれは国民の考え方によるんじゃないかと思うんですね。一つの方向は社会保障をできるだけギリギリのナショナルミニマムに限定してそれを超える部分は貯蓄や私保険などの私的な準備でやっていくという考え方をとるか、もう一つは、できるだけ公的な保障の領域を拡大するという選択をするか、ということによると思います。しかし、実際問題としては、いろいろの社会保障の現行の給付諸条件を一応固定的に考えると人口構成の高齢化につれて、たしかに公的な社会保障負担は増えてくると思います。ただし、政府の宣伝の仕方には、多分に脅迫的な面があって感心しないという印象を強くもっております。

**庭田** 一番の問題は年金なんじゃないかな。外国ではいったいどのくらいなん

ですか、そのための保険料負担や税負担は。

**安藤** 公的年金の負担率の問題ですね。これには保険料（拠出金）と国庫負担とがあって、総合してみる必要があります。ところが、保険料の方の賦課対象となる所得は、各国とも必ずしも実際の所得と同じではありません。たとえば、わが国の厚生年金保険では、保険料率は標準報酬月額に対する比率で定められていますが、標準報酬からボーナスなどが除外されていたり、上限が設定されているので実際の所得より圧縮されているので、実際の所得に対する比率よりは高めに表示されています。そこで保険料のほかに全体の2割に相当する国庫負担があるからといって、保険料率を8分の10倍して厚生年金保険に関する全体としての負担率だというと、誇張になります。それに加えて、年金制度の財政方式と成熟度の相違も考慮する必要があります。さらに各国とも多少とも複数の公的年金をもっていますから、負担率の国際比較というのは、本当のところなかなかむづかしいと思います。そういうわけで、残念ながら御質問にはっきりお答えすることができません。

ちょっと話が違いますが、昔、コーリン・クラークが「福祉と租税」（1954）という本で、年金その他社会保障負担が国民所得の25%を超えたら、何も国にそんなにおんぶすることないじゃないか、それだけあれば賃金労働者は自主的に社会保障を準備できるし、租税の高負担は生産性を阻害するという批判をしたことがありましたね。

しかし、時代や社会的背景の相違から考えて、わが国でも全体としての租税負担は、将来、国民所得の25%は軽く超えるでしょう。スウェーデンでは、聞くところによると、低所得者でも40%、通常の所得者は50%を公的な負担にとられているということですから。日本はその点からすればまだまだ負担率は高くなっていくんじゃないだろうかという気が致しますけど。

**庭田** 厚生年金保険では1,000分の300とか？

**安藤** 標準報酬に対する計算では、それぐらいになると政府はっていますね。

年金だけで30%だと大変だと言って政府の連中は言っていますが、ボーナスを含めて計算すればおそらく2割ないし3割減くらいで考えていいと思いますね。まあ、それでも24~25%、マキシマムの場合にはいくかもしれませんね。

**庭田** それに健保の負担が加えられるわけでしょ。

そしてまた国税や地方税という税金がきますね。そうすると、50%くらいまでいってしまうんではありませんか。

**安藤** まあ、今のままですとそういう感じが致しますね。

**庭田** 公的な費用（社会保障—健保や年金のための—）が家計費の中で50%ほど、最初に、賃金・給料を手にしたときにポンと抜けてしまっていますとね。それでも自由主義的な経済下の自由主義的な家庭と言えるんでしょうかね。使用道の相当部分が規制されてしまってるわけですね。あと半分くらい残って、それをいくら自由に使ったり、処理できたとしても自由主義なんでしょうかね。経済の自由はそこにあるとしてよいのでしょうか。

**宮崎** そうなると、国のすることと、家庭の担うことの区別と言うか区割りと言いますか……。

**庭田** 大体、家庭経済学において、どういう部分は民間がおさえていって、どの部分は公的なものに代行してもらってもよい、代行可能だなんていうような、そのような考え方、規準のようなものはあるものでしょうか。

**宮崎** 伝統的な今までの家庭経済論は、分相応に自分で自助の原則というのが、かなり支配的だったんじゃないでしょうか。私どもで生命保険を学校教育でどう位置づけるかについて、アンケート調査を先生方に致しましたところ、家庭経済学関係の先生方は「個人的解決を中心にしつつ、社会的解決もとり入れるべき」と解答された方が比較的多かったようです。

**庭田** 最近、厚生年金の改善問題が活発となりました。そしてその主要なところが、65歳に給付開始年齢をずらせることなんです。あれは結局は、あちこ

ちから反対を受けて、とうとう引っこめさせられましたけれども、そのときの反対の最大の理由が60歳にまだ定年が延長されていないということです。65歳に給付年齢を引き上げ、ずらせたら、一般勤労者は早々と定年になってしまって、それから65歳までの間は どうして生きていくんだということです。ところでこちらの会社は定年はいくつなんですか。

岡本 55歳です。

庭田 まだ55歳なんですか。

岡本 労働協約上はそうです。ただ実質的には、何らかの形で再雇用とか、あるいは、別会社、関係先等への就職斡旋をしますので、60歳から65歳位までは何とか収入の途が閉ざされないような手段を講じております。

庭田 60歳定年というのは、社会一般化することに関しての見込みというのは、相当強いものと考えてよろしいでしょうか。

安藤 どうなんでしょう。定年と銘は打ってなくっても、今の岡本常務のお話のように、どちらさんでも大きい会社は何らかの形で60歳までの雇用というのをお考えになっているようですから、まあこれからはですね、政府もだいぶ奨励策に力をいれているようですから、いくんじゃないだろうかという期待をもってるんです。しかし、一般的に65歳までの雇用は現状では、まだまだ無理だと思えます。

ですから先生が公益委員という中に入っていらっしゃるんじゃないかと思うから、社会保険審議会の批判すると悪いと思って遠慮してるんですけども、(笑)僕はやっぱり65歳反対論なんです。

いや実態が高齢者雇用が行きわたってくればですね。現在の法制でも在職老齢年金は65歳まで出ないわけですから、現行制度のままで年金コストの上昇をセーブするように、むしろ雇用実態の方を65歳の方へ動かしていく努力をする必要があるんじゃないかというのが、わたしの考え方なんですけど。

ま、そのなまなましい問題、一応別にしましてね、先程、先生が提起された

問題なんです、わたしが行ってましたイギリスのヨーク大学にワイズマンという教授がいるんですが、この人がグラスゴー大学の人たちと一しょに書きました本で「フリンジ・ベネフィット、労働費用、社会保障」（1965）という三題ばなしみたいな標題の本がありまして、いまの問題に関連した議論がいろいろ書いてありました。その中で、国の恩情主義的役割っていうんでしょうか、それを重視する考え方と、出来るだけそれを限定して、私的準備というものを重視するという考え方とが常に対立がある。過去にもそうだったし、現在でもそうだと述べています。

年金に関して言えば、私的準備を重視する考え方は、公的年金は出来るだけミニマムにおさえ、あとは企業年金あるいは私的保険とか私的貯蓄の役割を充実すべきだ、そのほうが困っている人に公的資金を効率的に使用できる、全体に少しでも高い水準の公的年金を支給するために、必要でないものにまで余計な公的資金を使うことないんじゃないかという主張です。これと反対の考え方は社会保障、福祉国家のたてまえとして、公的な役割を拡大すべきだという主張です。

結局まあ、どちらをとっていかという問題のように思うんですが、先生、向うにやはりいらっしゃった先生のお考え方見方を伺えればと思うんですが。

わたしなんか企業年金を見てますと、イギリスの場合は、公的年金の水準があまり高くない——水準のとらえ方によりますが、成熟しているので全体平均すれば、日本より高いと思うんですが、いわゆる新規最低年金という水準をとらえれば、イギリスの方が低い——、それだけ保険と言いますか、自助と言いますか、そういうものを重視してるように、わたしは印象受けたんですが。ちょっと見方が浅いかも知れませんが。わたしは保険の専門じゃありませんので。先生はどうゆう風にごらんになりましたか。

庭田 これはとてもむずかしい問題と思うんですがね、どうもイギリスに行って見ていると、あまり生保はふるっていない。あるいは最近ではダウンして

きたと考えられます。社会保障と生保はいよいよ競合しだして、その影響が生保の不活発となってきたのではないのでしょうか？ やはり元気のいいのは損保じゃないですか。イギリスの場合は。

**岡本** そうでしょうね。

**庭田** ですからね、むしろ生保だったらアメリカの方なんですね。イギリス会社の生保となると、だんだんアメリカの大資本の会社が入ってきて、資力に物言わせての商売をするものですから、少しづつ押さえこまれて後退を余儀なくされているように思えます。

**安藤** あのう座談会のお話から少しそれちゃうかも知れませんが、非常に面白いなと思ったのは、東京海上火災の方に連れて行って見せてもらった、ロイズ（ロンドンの保険取引所）でした。保険ブローカーと保険引受グループとの間で交渉が成立すればどんな保険でも成立するっていうのは面白いなと思いました。

そこへ行きましたきっかけは、普通旅行するときに旅行エージェントで保険かけますと高いんですね。しかし、イギリスは自由主義の国だっていうから、保険の掛け方によって安くなるんじゃないかと考えて、東京海上火災のロンドン支店へとび込んで、レートどうなんでしょうって聞いたら半分ぐらいなんですね。ずい分違うもんだなって思いました。それからもう一つ、日本ですと旅行傷害保険なんか、保険額に制限ございますね。イギリスでは上限ないんですね。子供はありましたけれども、そのほか銀行預金の金利も、銀行によって違いますし、こうした自由主義的金融市場を活用すれば、いろいろのフリンジ・ベネフィットを工夫できるんじゃないかなという感じがそのときでしたんですけれども。

**庭田** 私は、とうとう西欧に行ってるあいだ、自分の体に保険をつけてなかったのです。随分活発にあちこち歩き回ってましたけれどね。（笑）

**安藤** それやっぱり紺屋の白ばかまじゃないんですか。



庭田 最近は、ロイズでも女性が入れるんですね。私も家内と共にロイズでコーヒーを飲んできました。宮崎先生はあまり学問的御縁も無いでしょうが、とにかく有名なところで、いかがですか、いかれたことございますか。

宮崎 いいえ。

庭田 最近はすぐに内に入れますね。

安藤 ああ、そうですか。あれ女性いけなかったんですか。

庭田 いけなかったんです。コンピューターも数年前にやっと入れたんですね。

あんまりイギリスを買いかぶっていると、なんでもかんでも保険はイギリスだなんて思っていると、実は御時世は移り変わりつつありまして、イギリスといえどもそんなに素晴らしいわけでもないんですね。

ところで宮崎先生、年金の問題は、今まさに盛んにでてまいりますけれどね、遺族年金というのを、もっと改正しなくてはならないということですね。これは特に女性に関係の深いことでして、わたしもあるところで伺ったんですけど、結婚して半年ぐらいして旦那に死なれると、何歳でも、つまりとても年の若い女性であっても、年金がでるんですね。未亡人としての奥さんに。

ですから20歳で旦那に死なれて、そのまま未亡人を通して、再婚しなければ、死ぬまで年金をもらってられるんだそうです。一生年金付きですね。20代からですよ。

その遺族年金について、全般的にこれからは一段と強化しようという案が、本格的に採用されそうです。

もう一つ別のものとしては、この年金、公的・社会保障年金を世帯単位のそれから個人単位のそれに変えるんだそうです。つまり今の年金は、一軒の家つまり一つの世帯を対象として年金が給付されているんですね。

それをこれからは、旦那さんは旦那さんの、奥さんは奥さんのという風に、みんなに、一人一人に、たとえば頭割のように年金を出そうとするのです。そ

して個人単位で年金を給付するという事なんですけどね、そのようなことでもなったら、夫婦で別々に年金を受けとることになるわけで、そこでは本来の、本当の家庭が今までどおりに成り立つものかどうか。非常に疑問に思われるわけですけどね。ここで先生、家庭というものは、一体なんなのか。どうわれわれは考えたらいいのかを教えてください。

宮崎 どういう風に考えたらよろしいんでしょうかしらね。今まで日本の家庭の場合、専ら個人の確立がないという方向で進ん



でまいりましたから、今や子供の部屋があるのが当たり前で、何をさておいても子供の部屋っていうことになって、教育学の方から言わせると、カプセル人間ばかりが出来上ってしまって、子供が自分の部屋に入りこんでしまって、今度は家族としての結びつきが全くなくなってしまったんじゃないかというようなご指摘がありますから。わたし自身も専ら子育ての渦中で反抗期の子供をかかえたり、いろいろありまして、どう考えたらいいのか大分むずかしいところです。先生私に何を言わせたがっていらっしゃるのですか。(笑)

庭田 片一方で私はそのお話をお聞きした際にこのようなことを考えました。それは医療保障の先生方の主張されるところなのですが、これからは家庭というものをもう一度見直して、そこでお年寄の病人をあたたかく迎える。老人をもう一度家庭にもどして、そこで家庭内でお世話する。家庭で看護するというわけです。昔のように……。

宮崎 あ、日本型福祉と言うものですね。

庭田 ところが今度は、一方を見ますと女性の年金権を確立して、女性も一個の人間として、つまり家庭の中の夫婦の一部分としてでなくて、一人の、一個の、一自立者としての人間として、独立した人格、独立した経済単位として、年金権を付与するわけです。年金に関する福祉というものが、家庭=世帯

単位から人間＝個人単位に移っていくということです。

そうすると、片一方では、つまり医療保障では家族主義の時代にもどそうとする。もう片一方では、つまり老後保障では人間をばらばらに切りはなして扱っていかう。同じ社会保障内で相反する傾向の促進を主張して、これで果して本当の家庭がなり立っていくものだろうか。家庭はどうなっていくだろうか。ここに私は疑問を感じます。

宮崎 そうですね、その日本型福祉でいかうというのは、わたしどもで寄り寄り話してるのですが、その日本の家族制度がもっていた特徴みたいなものを見直すという発想より、むしろ財政問題から、家庭の「ふくみ資産」において老人の世話をさせた方がいいという方向が強調されているのではないかと思います。そして、それはこの秋に出る国民生活白書あたりも、かなりそれを打出したいと思ったようです。ついこのあいだ出た自民党の家庭基盤の充実構想、わたしはまだ見ておりませんが、それなんかではもっと家族が老人を家庭内で面倒見るべきだというような数字を出しているようです。主婦の年金権の確立がおぼつかない段階ですので、やっぱり一度は強調して、個人別の確立をした段階で、経済的な裏付けがあってさてどっちを選ぶかということにならないと、いけないのではないかと思います。女の人が未亡人になったときにも、離婚した場合にも、裏付けの保障があってはじめて家庭というのは、どうあるべきかというところに、回り道かもしれませんが、そういく方向なんじゃないか。

いくべき、たどる方向はそういう風に考えた方が、まっとうではないかと思えますけれど。

庭田 岡本さん、自賠責保険で“妻は他人”という判例がでたとの話がありますね。あれだって、夫が女房に自動車事故でけがをさせたら、夫が女房にその賠償責任があるということなんでしょう。

岡本 ええ。